



木曽駒高原カントリークラブ、木曽駒高原宇山カントリークラブ ゴルフ場利用約款

約款の適用

第1条 木曽駒高原観光開発株式会社が運営するコース、クラブハウス、宿泊施設、乗用カート等のゴルフ場施設(以下、ゴルフ場という。)をご利用のお客様(会員、非会員を問わない。)は、快適で、安全なプレーをお楽しみいただくため、当ゴルフ場会則、規約等ならびに長野県ゴルフ場防犯協議会、木曽警察署の申し合わせにより、本約款の定めに従ってお守りいただきご利用いただくものとします。当ゴルフ場は、長野県ゴルフ場利用約款を遵守いたします。

利用契約の成立

第2条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、別に定める予約手続きを経て、当日フロントにおいて、所定の署名簿に本人が署名し、ご利用の申し込みをしてください。これにより、当ゴルフ場が利用される方に、ロッカーキーおよびスコアカードホルダーをお渡ししたときに、利用約款が成立します。

利用の申し込み

第3条 プレーの申し込み、違約金(キャンセル料)等については、当ゴルフ場の規定に従っていただきます。

施設利用の拒絶

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用ならびに利用の継続をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕がないとき
2. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなしたとき
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 以下のいずれかに該当すると当ゴルフ場が判断したとき
 - ①利用者が暴力団、暴力団関係企業の団体またはその他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に所属していること
 - ②利用者が暴力的行為、その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあること
 - ③暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させること
 - ④刺青がある等、当ゴルフ場を利用させることが好ましくない事由があるとき
5. 偽名または他人名義で申し込みをしたとき
6. その他本約款に違反したとき、ならびに当ゴルフ場の施設を利用させることが好ましくない事由があるとき
7. 原則として、スタート時間の30分前にお越し頂けないとき。(なお、事情によりスタート時間に遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。)

非会員の利用

第5条 非会員のゴルフ場内における行為は、同伴もしくは紹介会員の行為と見做し、本約款に違反した場合は、全て同伴もしくは紹介の会員が責任を負っていただきます。

休業日、開業時間、スタート時間

第6条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間およびスタート時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

プレーを中断したときの料金

第7条 理由の如何を問わず、最初のホールのティショットを打ち終えた後のプレー中止については、別に定める料金の全額をお支払い願います。

利用料金の支払い

第8条 利用料金の支払いは、邦貨または当ゴルフ場が認めたクレジットカードによりフロントにてお支払い頂きます。または、後日請求により、当社指定口座へお支払い頂きます。なお、振込手数料は、お客様のご負担になります。

金銭その他貴重品およびロッカーキー

第9条 金銭その他の貴重品については、貴重品ボックスをご利用ください。貴重品ボックスご利用に際しては、「貴重品ボックス使用約款」を遵守のうえご利用ください。なお、ロッカーキーは、各自管理をお願いいたします。ロッカー内の収容品については、当ゴルフ場は責任を負いません。

携帯品、自動車等の扱い

第10条 当ゴルフ場は、携帯品および場所を提供している駐車場の自動車ならびに車内の物品の盗難損傷等については責任を負いません。

宅配便の事故

第11条 宅配便による物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場はあくまでも当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

宿泊施設の利用

第12条 宿泊施設の利用については、本約款の他、別に定める利用規則、宿泊約款を遵守のうえご利用ください。

プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの遵守

第13条 ゴルフは、時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはスロープレーに陥らぬ等エチケット、マナーを守り、またキャディのアドバイス如何にかかわらず、すべて自己の責任で安全を確認したうえでプレーしていただきます。

電磁誘導カートのご利用

- 第14条
1. 電磁誘導カート等をご利用される場合は、カート等に記載されている注意事項を十分確認のうえ走行ならびに乗降時の安全運行を遵守してください。プレー目的以外の使用はお断りします。運転手およびその他の利用者は、別に定める電磁誘導カート利用約款を遵守してください。
 2. 電磁誘導カート等は、当ゴルフ場が定める場所以外の運行を禁止します。
 3. カート走行中の注意事項
 - ①必ずシートに座り、カート把持部分(アシストグリップ、アームレス)に掴まってください。
 - ②カートから身体、衣服、用具(特にゴルフクラブ)等がはみださないよう留意してください。
 - ③乗車または下車しないでください。
 4. セルフの場合
 - ①利用者は、リモコン、発信/停止ボタン(赤色)以外の装置には絶対に触れないでください。
 - ②運転手は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認のうえ発車してください。
 - ③カートは、打球が当たる可能性がある場所には停車させないでください。
 5. 利用者は、電磁誘導カートに故障等がある場合、またその恐れがある場合、速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出ください。
 6. お客様の故意または過失を起因とする事故については、一切の責任を負いません。また、この場合、電磁誘導カートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

ティグランドでの素振り

第15条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。プレーヤー以外は、みだりにティグランドに立ち入らないでください。

飛距離の確認

第16条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して安全確認のうえ、先行組に打ち込まないように打球してください。特に、セルフプレーの場合、十分注意してください。

キャディ、フォアキャディ、信号機等の合図

第17条 キャディ、フォアキャディおよび信号機等の合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図ですから、プレーヤーは合図があっても自己の飛距離を自分で判断して安全確認のうえ打球してください。

プレーの進行

第18条 プレーの進行については、特に注意して先行組と1ホール以上の間隔を開けないようにしてください。ボール探しは、5分以内をお願いします。

プレーヤーの前方出の厳禁

第19条 同伴プレーヤーは、現にプレーする打者の前方には絶対に出ないでください。また、他のプレーヤーの打球に十分注意して危険回避してください。打球によって生じた事故は、プレーヤー間で解決してください。当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

隣接ホールへの打ち込み

第20条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については、適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分注意して打球してください。

後続組に打球を認めるときの退避および避難所

第21条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させることを認めるときは、後続組が全員打ち終わるまでは退避所または安全な場所で退避してください。

ホールアウト後の退去

第22条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んでください。

雷鳴があった場合

第23条 雷鳴があった場合には、キャディの指示または電磁誘導カート備え付けの無線機によりマスター室へ連絡のうえ、直ちにプレーを中断し、安全と思われる避難場所等に避難してください。

火気使用の禁止

第24条 所定の場所での喫煙を除き、当ゴルフ場内での火気を使用することは禁止いたします。喫煙した後のたばこの吸殻は、火を完全に消してから灰皿に入れてください。なお、コース内でのマッチの使用は禁止いたします。

違背の場合の責任

第25条 利用者が、この利用約款に違反して第三者に損害等を与えた場合、または自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

プレー開始前、終了後のゴルフクラブ等の確認

第26条 利用者は、プレー開始前に自己のゴルフクラブおよび携帯品を確認してください。利用者がプレーを終了した場合は、ゴルフクラブおよび携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後はゴルフクラブ等の不足、損傷、瑕疵等について、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

施設に損害を与えた場合

第27条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、当ゴルフ場に対し、その損害を賠償していただきます。

施設内への持込品

第28条 ゴルフ場内に、次のものを持ち込むことを禁止いたします。

1. 動物ペット類
2. 著しく悪臭の放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

ゴルフ場内での行為の禁止

第29条 ゴルフ場内で、次の行為はお断りいたします。

1. 刺青、感染の恐れがある病をお持ちの方の入浴
2. 賭博、暴力その他風紀を乱す行為
3. 物品販売、宣伝広告等の行為
4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
5. 利用者以外のコース内の立入り
(特に許可する場合は除く。なお、許可した場合であっても利用者以外が障害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。)
6. カメラビデオ等による撮影、録音等の行為(特に許可する場合は除く。)

服装について

第30条 ゴルファーのエチケットとして、ふさわしい服装をお願いします。

1. 原則として、ブレザーを着用してご入場ください。
2. サンダル、ゲタ、スリッパ、セッタ等でのご入場はお断りいたします。
3. ジーパン、Tシャツ、タンクトップ等の下着と見間違える服装でのプレーは、お断りいたします。

信義則

第31条 本約款に定めのない事項については、ゴルフの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決するものとします。

付 則

施行期日

1. この利用約款は、1993年4月1日から施行する。
2. この利用約款の改訂規定は、2012年4月1日から施行する。

ゴルフ場利用約款改正推移

沿革	1993年	4月	1日	制定
	2008年	10月	1日	改訂
	2010年	4月	1日	改訂
	2011年	4月	1日	改訂